

令和2年2月28日

小・中学校保護者の皆様

世田谷区教育委員会

臨時休業中の児童・生徒の生活について

3月2日（月）から14日（土）までの臨時休業中のお子様の生活について、以下のようにお知らせしますので、ご確認の上、ご理解ご協力を願いいたします。

16日（月）以降や春季休業中については、別途連絡をいたします。

1 児童・生徒の感染症予防策の徹底について

- 保護者等においては、毎朝必ず、自宅でお子様に検温をさせ、発熱等の風邪の症状など健康観察をお願いします。
- 手洗い（外出からの帰宅時や食事前、トイレ使用後など）、咳エチケット（マスクの着用、ハンカチの携行など）などを行ってください。
- 部屋のこまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度に留意してください。

2 休業期間中の対応について

（1）学習面について

- 家庭学習は、教科書・ドリル等を活用し、復習など計画的に取り組んでください。中学生はe-ラーニングを活用してください。学校からの指示につきましても計画的にすすめてください。
- 3月に学習する予定だった内容については、可能な限り新年度に改めて取り扱うようにします。区立中学校へ進学する6年生に関しても新年度にできる限り復習するようにします。
- 通知表は2月までに学習した範囲で評価して作成し、渡す時期は別途連絡します。学習作品やテスト等の返却も同じく別途連絡します。小学6年生・中学3年生は卒業式に通知表や返却する物を渡します。

（2）生活について

- 休業中の連絡方法は、学校ホームページ、緊急連絡メールを活用します。この方法をとれない方は電話で学校にお問い合わせください。
- 中学校の部活動は中止にします。
- 人の集まる場所等への外出は避け、基本的に自宅で過ごさせるようにしてください。
- 感染・事故等があった場合には、学校へ速やかに電話連絡をお願いします。

(3) 学童クラブ・BOPについて

感染症拡大予防のため、自宅で過ごすことが可能な家庭については、できるだけ自宅で過ごしていただけようお願いします。

しかしながら、小学校の臨時休業が社会全体に与える影響は大きく、仕事を持ちなが
ら小学校に子どもを通わせている保護者の方への対応とともに、子どもたちの居場所の
確保も重要と考えております。そのため学童クラブ・BOPの参加児童への対応として
以下のようにします。

ア 活動する場所については、通常の部屋に加え、体育館や多目的室、学校図書館な
どを活用します。

イ 児童が同じ空間でも、間隔をあけ、過ごすことができるようになります。

ウ 手洗い・うがいを励行するとともに、適切に健康観察を行います。

(4) 都立高校入試関係の対応について、

今後、東京都立高等学校入学者選抜は、予定通りの日程で行われます。出願書類や
合否報告については中学校の指示に従ってください。

(5) その他

給食費は食材購入の関係から、3月2日から5日分までについてはいただきます。

3月6日以降は返金いたしますが、給食の再開状況により改めて連絡します。教材費
は、残金がある場合には返金します。